

日系四世の更なる受入れについて（案）

平成30年1月
法務省入国管理局



目的

一定の要件を満たす日系四世の方を受け入れ、日本文化を習得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深めてもらい、もって、日本と現地日系社会との結付きを強める架け橋になる人材を育成する。

受入れ対象者

下記の要件を満たす18歳以上30歳以下の日系四世を対象とする。受入れに当たっては受入れ枠（制度開始当初は、全体で年間4千人程度を想定）を設ける。

項目	内容
素行	本国において犯罪歴がないこと
日本語能力	入国時：日本語能力試験N4程度 更新時：通算して2年を超えて在留するとき→日本語能力試験N3程度
生計維持	預貯金や入国後の就労の見込みも含め、入国後の生計維持が担保されていること
帰国旅費	帰国旅費が確保されていること
健康	健康であること 医療保険に加入していること
家族	家族を帯同しないこと

在留資格及び活動内容

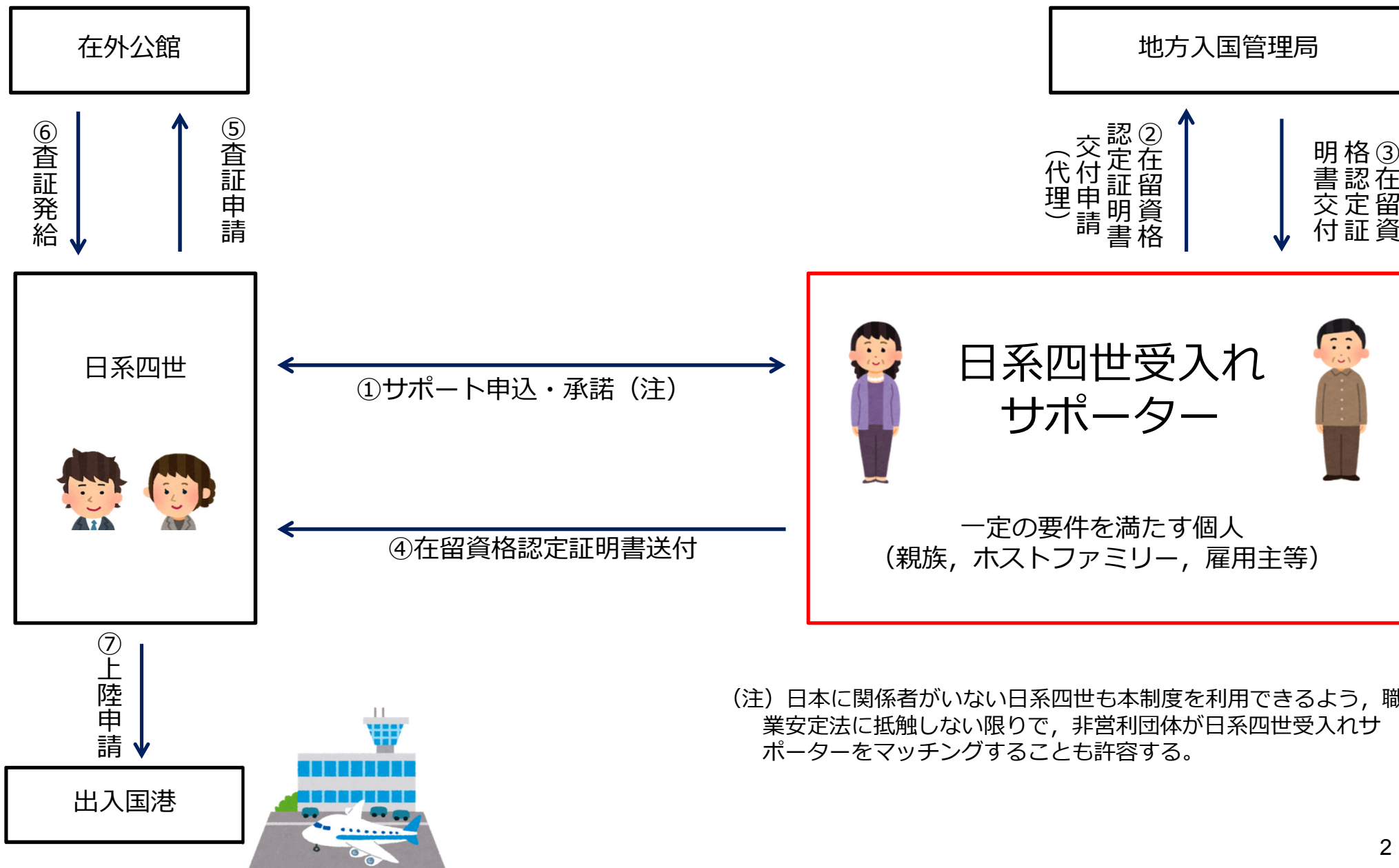
在留資格は「特定活動」とし（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（特活告示）で定める。）、活動内容は下記のとおりとする。

- ①日本語を含む日本の文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するための活動
- ②上記活動を行うために必要な資金を補うために必要な範囲内の報酬を受ける活動（風営法関係の業務に従事する活動は除く。）
（日本語習得等、制度の趣旨に沿った活動を継続的に行っていると認められる場合は、最長5年間在留できる（通算も可）。）

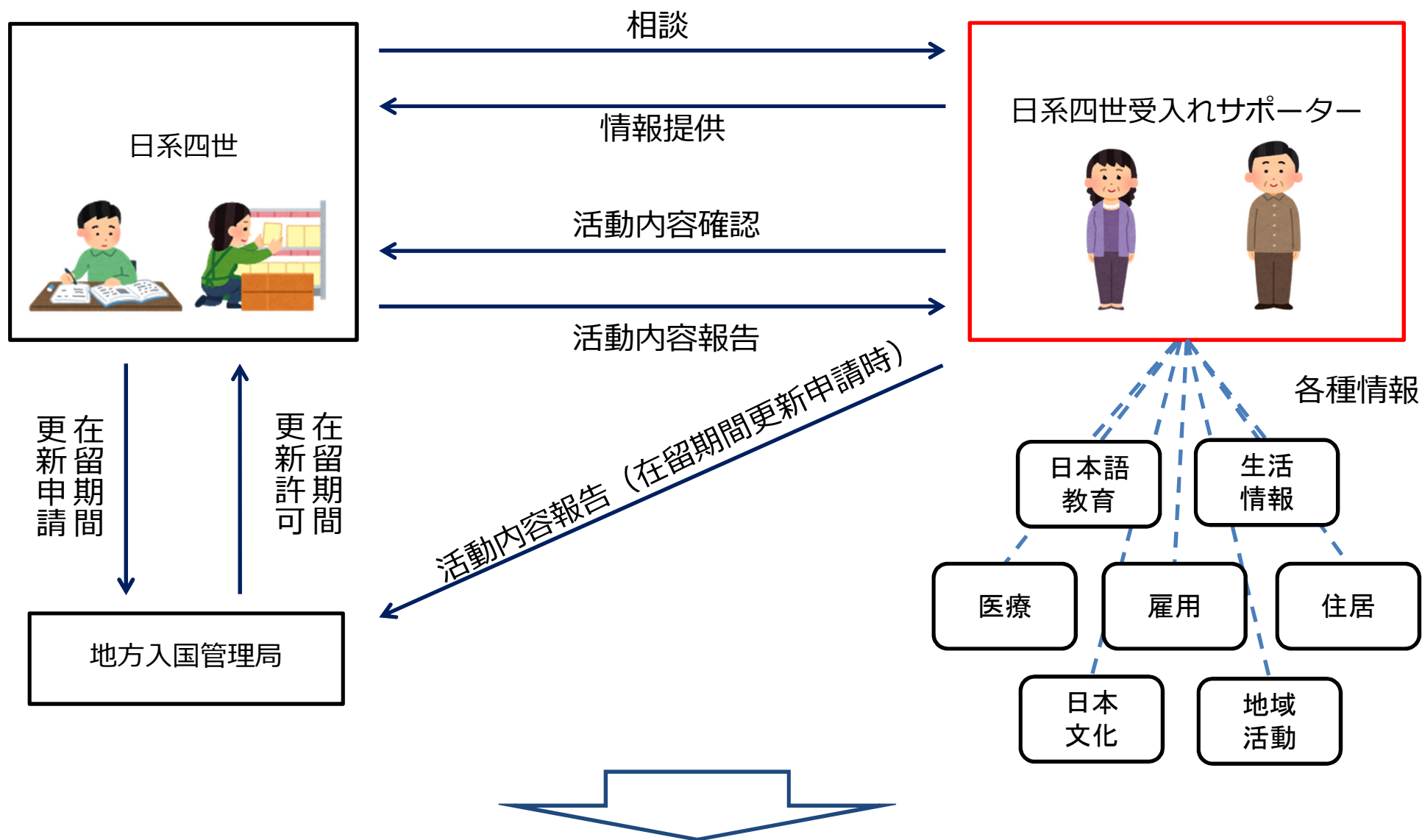
支援策

本制度で受け入れた日系四世に対し、日系四世受入れサポーター（仮称・具体的には、日系四世の親族、ホストファミリーや雇用主等の一定の要件を満たす個人等を想定）がサポートを行う。当該サポーターは、日系四世が本制度の目的を達成できるように、日本文化・日本語教育情報をはじめ、生活情報、医療情報、雇用情報等の提供や入管手続の援助を行う。

日系四世受入れフロー（入国前）（案）



日系四世受入れフロー（入国後）（案）



日本文化を習得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深めてもらい、もって、日本と現地日系社会との結付きを強める架け橋になる人材を育成する。

参考資料

定住者告示（第3号，4号，5号，6号）

第1世代

日本人
又は元日本人



外国人

第2世代

外国人たる実子
（いわゆる二世）
在留資格：
日本人の配偶者等
又は
定住者（第三号）



配偶者
外国人
（告示五号イ
又はハ）

第3世代

外国人たる実子
（いわゆる三世）
在留資格：
定住者
（告示三号又は四号）



配偶者
外国人
（告示五号ハ）

第4世代

外国人たる実子
扶養を受ける未成年未婚の者
（いわゆる四世）
在留資格：
定住者（告示六号ハ）



日系四世の更なる受入に係る検討について

■ 検討の背景

○ 総理大臣答弁（平成29年2月2日衆議院予算委員会）

「私も南米の国を回りまして、・・・（略）・・・、二世、三世の皆さんも、おじいちゃん、おばあちゃん、そしてひいおじいちゃん、ひいおばあちゃんの国である日本への強い憧れを持っているということを本当にそれぞれの国で感じました。」

「・・・（略）・・・、一回行ってみたいという方々の熱意を私も聞きまして、こういう日系四世の皆さんの熱意にも応えていく必要が日本としてあるのではないかと、私はこう思います。・・・（略）・・・四世の皆さんにどういう対応ができるかということをもっと前向きに検討していきたい、このように考えております。」

■ 検討状況

○ 総理大臣答弁（平成29年6月5日参議院決算委員会）

「・・・（略）・・・私が南米の国を回り日系四世の皆さんと面会した際、皆さんが日本への熱い憧れを持っていることを肌で感じ、私としても、このような皆さんの熱意に更に応えていく必要があると思っております。こうしたことから、既に法務大臣に対して、日系四世の方々に対してどのような対応が可能かについて検討するように指示をしたところでございます、・・・（略）・・・」

○ 総理大臣答弁（平成29年11月28日衆議院予算委員会）

「・・・（略）・・・本年二月の予算委員会における委員からの御質問を契機として、私から法務大臣に、日系四世の方々に対してどのような対応が可能かについて検討するよう指示したところでございます。法務大臣からは、日系四世の方を対象とした、我が国と海外の日系人社会との結びつきを強める架け橋になる人材を育成できる制度を創設するべく、年度内の実施をめどに、鋭意準備を行っていると報告を受けております。」

日系四世の更なる受入に係る検討について（続き）

■ 参考

○ 自民党・一億総活躍推進本部における議論

・ 一億総活躍社会の構築に向けた提言（平成29年5月10日）（抜粋）

「母国での日本語習得支援や新しいワーキングホリデー制度創設による日系四世の受入・活躍支援をすべきである。」

・ 誰もが活躍する社会をつくるPT提言（平成29年5月10日）（抜粋）

④ 日系四世の日本における活躍について

・・・（略）・・・。日系人は我が国を祖国とする同胞であるとともに、我が国のよき理解者であり、日系四世についても敬愛をもって接する必要がある。その受け入れに関して以下を提言する。

- （1） 日系四世を日本で受け入れ前段階で、現地での日本文化並びに日本語学習環境を整備する。
- （2） 日系四世が日本文化と日本語を学べるよう「新しいワーキングホリデー」ともいうべき、制度を確立する。例えば、労働時間に制約をつけない2年間の日本語学習を責務とし、地方自治体や地域が受け入れやすい環境を整備する。
- （3） 日系四世の将来の在留資格のあり方については、「新しいワーキングホリデー」の下、実施状況を確認しながら、議論を開始することとする。

ワーキングホリデーについて（平成30年1月1日現在）

○ 概要

二国・地域間の取り決め等に基づき、各々が、相手国・地域の青少年に対し、休暇目的の入国及び滞在期間中における旅行・滞在資金を補うための付随的な就労を認める制度

○ 対象国・地域（括弧内は年間査証発給枠）

オーストラリア（無）、ニュージーランド（無）、カナダ（6,500）、韓国（10,000）、フランス（1,500）、ドイツ（無）、英国（1,000）、アイルランド（400）、デンマーク（無）、台湾（5,000）、香港（1,500）、ノルウェー（無）、ポルトガル（無）、ポーランド（500）、スロバキア（400）、オーストリア（200）、ハンガリー（200）、スペイン（500）、アルゼンチン（200）
合計19か国・地域

○ 査証発給要件（注）

- ✓ 相手国・地域に居住する相手国・地域の国民・住民であること
- ✓ 一定期間相手国・地域において主として休暇を過ごす意図を有すること。
- ✓ 査証申請時の年齢が18歳以上30歳以下であること。
- ✓ 子又は被扶養者を同伴しないこと。
- ✓ 有効な旅券と帰りの切符（又は切符を購入するための資金）を所持すること。
- ✓ 滞在の当初の期間に生計を維持するために必要な資金を所持すること。
- ✓ 健康であること。

（注）国・地域によって査証発給要件に多少の違いがある。

○ 滞在可能期間

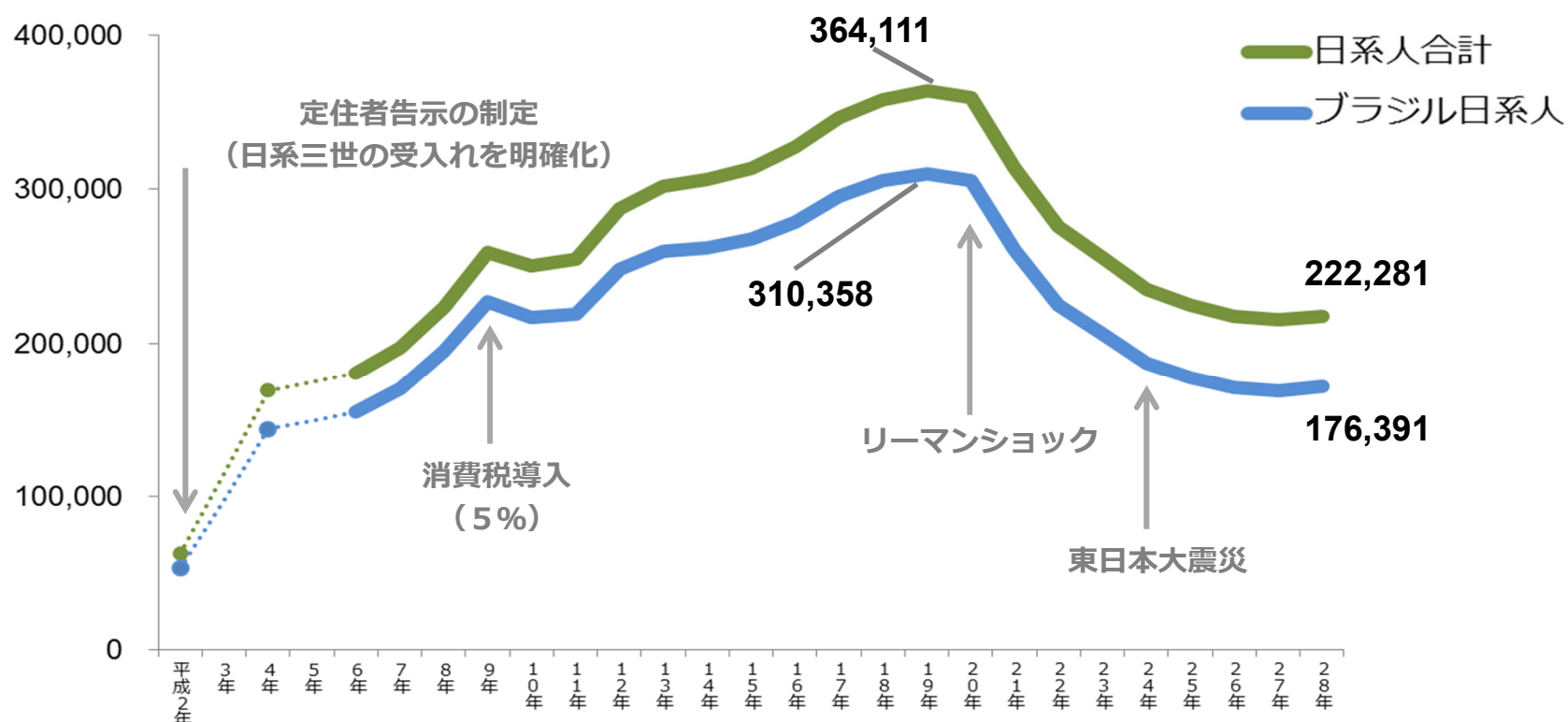
1年間（一部例外あり）

我が国における日系人の状況

- 平成2年に日系三世の受入れを明確化する「定住者告示」制定後、日系人の数は伸び続け、平成19年には、日系人の合計は過去最高を記録（約36万人）。
- 平成20年のリーマンショックによる景気の低迷、東日本大震災の影響により、日系人の数は急激に落ち込んでいる。

我が国に在留する日系人の数の推移

注：入国管理局では日系人に限定しての統計は有していないため、ブラジル又はペルーの国籍の者で、かつ、日系人が通常我が国に入国・在留する際に付与される「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」の在留資格で在留している者を計上している。



注：平成2～5年までは、隔年で統計を作成していたため、平成2、4年の数字のみ存在。

注：平成6年以降は各年末時点の数値

日本語能力検定試験認定の目安（日本語能力試験公式ウェブサイトより引用）

レベル	認定の目安	
N 1	幅広い場面で使われる日本語を理解することができる	
	読む	- 幅広い話題について書かれた新聞の論説、評論など、論理的にやや複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで、文章の構成や内容を理解することができる。 - さまざまな話題の内容に深みのある読み物を読んで、話の流れや詳細な表現意図を理解することができる。
	聞く	幅広い場面において自然なスピードの、まとまりのある会話やニュース、講義を聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり、要旨を把握したりすることができる。
N 2	日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる	
	読む	- 幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など、論旨が明快な文章を読んで文章の内容を理解することができる。 - 一般的な話題に関する読み物を読んで、話の流れや表現意図を理解することができる。
	聞く	日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握したりすることができる。
N 3	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる	
	読む	- 日常的な話題について書かれた具体的な内容を表す文章を、読んで理解することができる。 - 新聞の見出しなどから情報の概要をつかむことができる。 - 日常的な場面で目にする難易度がやや高い文章は、言い換え表現が与えられれば、要旨を理解することができる。
	聞く	日常的な場面で、やや自然に近いスピードのまとまりのある会話を聞いて、話の具体的な内容を登場人物の関係などとあわせてほぼ理解できる。
N 4	基本的な日本語を理解することができる	
	読む	基本的な語彙や漢字を使って書かれた日常生活の中でも身近な話題の文章を、読んで理解することができる。
	聞く	日常的な場面で、ややゆっくりと話される会話であれば、内容がほぼ理解できる。
N 5	基本的な日本語をある程度理解することができる	
	読む	ひらがなやカタカナ、日常生活で用いられる基本的な漢字で書かれた定型的な語句や文、文章を読んで理解することができる。
	聞く	教室や、身の回りなど、日常生活の中でもよく出会う場面で、ゆっくり話される短い会話であれば、必要な情報を聞き取る

日系四世の更なる受入れのための特定活動告示の一部改正等の概要

1 趣旨・目的

一定の要件を満たす日系四世を受け入れ、日本文化を習得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深めてもらい、もって、日本と現地日系人社会との結付きを強める架け橋になる人材を育成することを目的とした制度を創設するため、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号。以下「特定活動告示」という。）」及び「出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件（平成二十二年法務省告示第六百二十三号。以下「特定活動代理人告示」という。）」の一部を改正するとともに、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第四十三号に掲げる活動を指定されて在留する者の在留手続の取扱いに関する指針（法務省告示。以下「日系四世在留指針」という。）」を定めるもの。

2 概要

（1）特定活動告示の改正

現行制度では、日系四世は、原則として、「定住者」の在留資格をもって在留する日系三世の扶養を受ける未成年で未婚の実子に限って、日本への入国・在留が認められているところ、本改正においては、在留資格「特定活動」の内容として、上記以外の日系四世で一定の要件を満たす者について、通算して5年を超えない期間、特定の個人又は団体（注）から活動の円滑な遂行に必要な支援を無償で受けることができる環境の下で、日本語の習得を含む日本の文化及び日本国における一般的な生活様式の理解を目的とする活動並びに当該活動を行うために必要な資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動を規定する。

（注）例えば、親族、ホストファミリー、雇用主等、日系四世に対して、その活動の円滑な遂行に必要な支援を無償で行うことができる個人又は団体（以下「日系四世受入れサポーター」という。）を想定している。

（2）特定活動代理人告示の改正

特定活動代理人告示においては、特定活動告示に基づいて法務大臣が指定する活動に即して、在留資格認定証明書交付申請の代理人となることができる者を定めているところ、「特定活動」の在留資格で上陸しようとする日系四世の在留資格認定証明書交付申請の代理人として、当該日系四世に係る日系四世受入れサポーターとなることを誓約している個人又は団体の職員を規定する。

(3) 日系四世在留指針の制定

「特定活動」の在留資格で本邦に在留する日系四世に関する在留手続に係る取扱いについて、当該者が在留期間の更新の許可を受けるために満たす必要のある事項として、特定活動告示に定める内容の活動を行っていること等を規定するほか、当該者が、通算して2年を超えて本邦に在留しようとする場合には日本語能力が向上していること（日本語能力試験N3相当）を、通算して3年を超えて本邦に在留しようとする場合には日本文化及び日本国における一般的な生活様式の理解が十分に深められていることを、それぞれ規定する。

3 今後の予定

公布日：平成30年3月下旬

施行日：公布日と同日

特定の個人又は団体（日系四世受入れサポーター）の役割等のイメージ

日系四世受入れサポーターに実施していただく役割は下記1のとおり、日系四世受入れサポーターになることができない個人又は団体は下記2のとおりとすることを検討中です。

記

1 日系四世受入れサポーターの役割

- (1) 支援を行う日系四世（以下「対象日系四世」という）の入国手続（在留資格認定証明書代理申請）を行う。
- (2) 対象日系四世の日本文化及び日本国における一般的な生活様式の理解を目的とする活動（日本語を習得する活動を含む。）の円滑な遂行に必要な支援（以下「活動支援」という）を無償で提供する。
(活動支援例)
 - ・ 日本語教育，生活，医療，雇用等に関する情報提供や相談
 - ・ 入国管理局に係る諸手続の援助
- (3) 対象日系四世と定期的（少なくとも1か月に1回）に連絡をとり就労状況を含む活動状況を把握する。
- (4) 対象日系四世の在留期間更新許可申請にあたり、当該日系4世の就労状況を含む活動状況に係る報告を行う。
- (5) 地方入国管理局から対象日系四世の就労状況を含む活動状況について問い合わせがあった場合、回答する。
- (6) 活動支援を提供することが困難となった場合、速やかに地方入国管理局に報告を行う。

2 日系四世受入れサポーターになることができない個人又は団体（注）

- (1) 活動支援を確実にかつ適切に行うことができると考えられる人数（個人については2名まで、団体については活動支援を担当する常勤職員1名につき2名までを想定）を超えた人数の日系四世受入れサポーターになろうとする個人又は団体
- (2) 過去に出入国に関する法令等の違反により刑に処せられた又はこれらの法令に関し不正若しくは不当な行為をしたことがある個人又は団体
- (3) その他日系四世受入れサポーターになるに当たり、活動支援を確実にかつ適切に提供できると認められない事情がある個人又は団体

（注）日系四世受入れサポーターになることができる団体は、対象日系四世が居住する地域において、国際交流又は地域社会への奉仕を目的として活動する非営利団体に限られます。ただし、当該団体以外の団体に所属している方が、個人として日系四世受入れサポーターになることが妨げられるものではありません。

以上